

合併処理浄化槽の設置費補助金のご案内

◆補助対象

令和7年度に予定している公共下水道事業計画の見直しにより下水道の整備対象外となる区域において、次のいずれかに該当する個人または法人

- ①使用中の汲み取り便槽または単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する方(転換)
- ②使用中の合併処理浄化槽を老朽化による破損・不具合により新しい合併処理浄化槽に更新する方(更新)
- ③新築の住宅に合併処理浄化槽を新設する方(新設)

※対象区域は、ホームページをご覧ください。下記の担当までお問い合わせください。

○合併処理浄化槽設置費の補助上限額

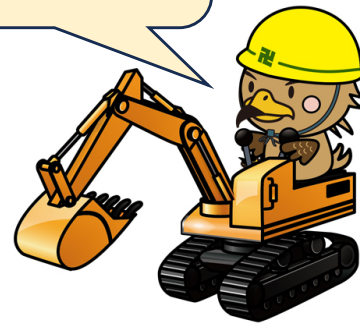
| 人槽 | ①転換の場合 | | ②更新の場合 | | ③新設の場合 |
|-------|------------|----------|----------|----------|----------------|
| | 住宅 | 店舗・事業所等 | 住宅 | 店舗・事業所等 | 住宅 (R6年度限定) |
| 5人槽 | 906,000円 | 390,000円 | 390,000円 | 390,000円 | 390,000円 |
| 6~7人槽 | 1,104,000円 | 474,000円 | 474,000円 | 474,000円 | 474,000円 |
| 8人槽以上 | 1,548,000円 | 660,000円 | 660,000円 | 660,000円 | 660,000円 |

○宅内配管工事費・撤去費の補助上限額

汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に限り、合併処理浄化槽の設置費の補助金に併せて、下記の補助金が上乗せされます。

| 項目 | 補助上限額 |
|-------------|----------|
| 宅内配管工事費 | 300,000円 |
| 汲み取り便槽の撤去費 | 90,000円 |
| 単独処理浄化槽の撤去費 | 120,000円 |

「公共下水道事業計画見直し」に伴う
上下水道部の独自補助です。



◆受付期間

令和6年5月1日から令和6年11月29日まで(土日祝日を除く)

※補助金の予算には限度がありますので、予算額に達した場合は年度途中で受付けられないことがあります。その場合、次年度以降に申請いただくことは可能です。

補助金の残額に関しては、事前に下記の担当までお問い合わせください。

【問い合わせ・申し込み先】

弘前市大字賀田一丁目1-1 岩木庁舎2F
弘前市上下水道部総務課企画係
電話：55-9660 FAX：55-9680

対象区域及び補助内容の詳細はこちらのQRコードからご覧ください。

